

資料－ 1

滋賀県公共事業評価監視委員会

令和5年1月20日

## 【 報 告 】

### 第1回委員会審議案件の「対応方針」と「今後の方針」について

#### □対応方針への意見

##### 個別補助事業

- 『主要地方道大津能登川長浜線【馬場・上砥山工区】』 P.1

#### □今後の方針への意見

##### 社会資本総合整備計画

- 『子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備』 P.2
- 『計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり  
(法面・舗装・附属物等)』 P.3

## 再評価および対応方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	一	事業名	補助道路整備事業	事業主体	滋賀県
		施設名	主要地方道大津能登川長浜線 (馬場・上砥山工区)	施行箇所	草津市、 栗東市

### (意見)

本事業は、滋賀県道路整備マスタープラン（道路整備の基本方針）を具体化した将来 10 年間の道路整備計画である「滋賀県道路整備アクションプログラム 2018」に基づき、滋賀県において計画されている事業の一つと位置づけられており、国で事業を進めている甲賀湖南道路と一体的な整備を進めるものである。

南部地域の慢性的な交通渋滞の緩和、国内屈指の優良企業の工場群へのアクセス強化による第二次産業の更なる発展、ならびに主要観光地へのアクセス向上による観光振興に寄与することが期待できることから事業化されたものであり、関係市から本事業の早期完成が強く望まれているところである。

事業を推進する中で、建設資材等の価格上昇が生じ、事業費の増加を見込まざるを得なくなった。この事業費で再度費用便益を分析したところ、事業全体の費用便益比 1.3、残事業費用便益比 4.6 となり、事業継続の妥当性が認められた。

以上のことから、県の対応方針（案）のとおり、事業を継続実施することが妥当であると判断する。

なお、今後の事業執行において、事前の調査計画等、本事業で得た知見を活かすこと。

## 今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	-	計画名	子ども達が安心して通える交通安全プログラムに基づく通学路整備	事業主体	滋賀県
				施行箇所	県下全域

（意見）

通学路の安全性の確保については、通学路交通安全プログラム等に基づき、引き続き、安全で安心して通行できる道路を整備されたい。

## 今後の方針（案）に対する意見

滋賀県公共事業評価監視委員会

番号	-	計画名	計画的な修繕および防災対策による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・附属物等）	事業主体	滋賀県
				施行箇所	県下全域
<p>（意見）</p> <p>道路施設ごとの修繕計画に基づき、引き続き、安全で安心して利用できる道路環境を確保されたい。</p>					